

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 校園ネットワーク業務システム用サーバ装置等一式借入(再リース)

2 契約の相手方

株式会社 JECC

3 随意契約理由

当該機器は、校園ネットワーク業務システム（以下、本システムという）で使用するサーバ装置等のハードウェア（サーバ装置、端末装置、ネットワーク装置、その他）及びソフトウェアの借入に関するものとして、令和2年度大契甲第7001号 校園ネットワーク業務システム用サーバ装置等一式 長期借入として、(株) JECC と契約し、令和3年2月1日から借入を開始し、令和8年1月31日をもって当初の借入期間満了を迎える。

本システムについては、自治体情報システム標準化の対象となる20業務のうち、「就学援助事務」がサブシステムとして実装されており、本来は、令和8年1月に就学援助の標準準拠システムがリリースされるタイミングにあわせて、機種更新を完了し、リース機器の延長はしない方向であったが、令和6年2月の標準準拠システムの調達が不調となったため、本システムを継続利用することとなったが、就学援助の標準準拠システムとデータ連携する予定で機種更新を行う予定であったことから、業務委託内容が大幅に変更となり、その改修内容の再検討・経費見直し、機種更新スケジュールの見直し等を行い、安全にリリースできる時期として令和8年7月末に実施することが、局内WGにおいて決定した。

上記の理由から、現行機器のリース期間満了を迎えると、現行業務の遂行が困難となることから、再調達により借入を開始するまでの令和8年2月1日から令和8年7月31日まで現行機器を引き続き使用する必要がある。

その間、現行機器については継続して使用に耐えうるができることから、令和7年度分として、令和8年2月1日から令和8年3月31日まで現行借入業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)